

石炭火力発電輸出への公的支援に関する有識者によるファクト検討会  
の運営について（案）

石炭火力発電輸出への公的支援に関する有識者によるファクト検討会（以下「ファクト検討会」という。）の運営については、以下のとおりとする。

1. ファクト検討会は、原則として公開とする。また、配布資料及び議事要旨については、速やかに公表する。ただし、個人情報、企業秘密又は知的財産に関わる情報等が含まれる場合等座長が特に必要と認めるときは、会合を非公開とし、配布資料及び議事要旨の全部又は一部を公表しないものとするができる。
2. このほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

※当面、新型コロナウイルス感染予防対策等の観点から、傍聴は中止する。